

松江市 人権施策推進基本方針 (第三次改定)

松江市では、人権教育・啓発に関する基本的な施策の方向性を定めるため、「松江市人権施策推進基本方針(第三次改定)」(令和7年3月改定)を策定しました。

人口減少が進む中、本市がめざす「夢を実現できるまち 誇れるまち 松江」に向かって発展していくためには、行政のみならず、市民一人一人がお互いの個性や価値観の違いなどの多様性を尊重し合い、国籍、年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを進めていくことが必要です。

3つの基本理念

以下の3項目を基本理念とし、市民一人一人が主体となって人権問題に取り組み、住む人にも、そして訪れる人にもやさしい、人権が尊重されるまちづくりを進めます。

「ひとごと」から 「わがこと」へ

すべての市民が、人権問題を自らの問題として認識し、解決に向けて行動する社会をめざします。

共生の心の醸成と 「人権文化」の創造

すべての市民が、お互いの個性や価値観の違いや多様性を尊重し合い、国籍、年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず能力を発揮できる社会をめざします。また、生活の中に人権を尊重する意識が根付く社会をめざします。

共創・協働と連携による 「人権のまちづくり」

人口減少、少子高齢化が急激に進む中、地域社会や家庭のきずなを大切にし、市民、NPO、市民活動団体、企業、行政などが人権問題の解決に向け有機的に連携できる社会を、知恵を出し合い一緒になってつくりまします。



人権施策の推進と体制の整備

市民一人一人が、様々な人権問題についての認識を深め、その解決を自らの課題としてとらえるとともに、差別を見抜き、差別をなくす実践力が高められるよう、あらゆる場を通じて、人権教育・啓発を推進する必要があります。それぞれの場面における主な取組の方針は以下のとおりです。

学校等

- 訪問指導を通して、人権教育の推進を図ります。
- 人権教育活動推進校・園・所及び小中一貫活動事業実施校における取組の成果を活かし、人権教育の推進を図ります。
- 幼児児童生徒に対する進路保障の推進を図ります。
- 進学・就職における選考は、こどもの適正・能力に基づき公正に行われるように、関係機関と連携しながら対応します。
- 教職員に対する人権教育研修の充実を図ります。
- 家庭、地域、関係機関等と連携し、体制の充実を図ります。

家庭

- 家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行い、保護者としての役割やこどもとの関わり方に気づくことができるような啓発を実施します。
- こどもの健全な発達を優先した電子メディア機器の利用を推奨するとともに、保護者とこどもに望ましい情報活用能力が培われるよう支援します。
- こどもの人格や個性が尊重され健やかに育つよう、地域や関係機関との連携を図るとともに、こどもの人権について啓発活動を行います。
- 家庭内での複合化する課題に対して、こどもとその家庭への関係機関の連携による包括的な支援を行います。
- 子育て支援・家庭教育支援を目的とした研修においては、参加型学習の手法を用いて、保護者同士のつながりや学校・家庭・地域とのネットワークの構築に努めます。

隣保館

- 生活上の相談や人権に関わる相談に応じ、適切な指導助言を行うことで各種課題の実態把握・解決、自立支援を進めます。また、各種相談関係機関との連携を強化します。
- 福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、隣保館が相互に情報交換・連携しつつ、関係機関とともに人権問題の解決促進を図ります。
- 積極的に啓発・広報事業を進めます。来館研修はもとより、講師派遣、出張研修等についても積極的に対応します。
- 町内会・自治会、公民館、社会福祉協議会、地域、学校等の関係機関・団体とも積極的に連携し、事業を推進します。

地域社会

- 地域人権教育推進協議会や公民館等と連携し、地域における人権教育及び人権啓発の推進を図ります。
- 研修や情報交換、視察等を行い、地域におけるリーダー育成や地域間の交流を図るなど、全市的な取組を実施します。
- 幅広く市民に啓発の機会を提供します。
- 様々な広報媒体を積極的に活用し、市民広報を推進します。
- より多くの市民が啓発の機会に接し、人権問題の解決を自らの課題として認識できるよう啓発手法の創意工夫を図ります。
- 自主的に人権問題に取り組む市民、地域団体や行政機関などと相互の連携と情報交換を進め、課題の解決に向けて実効性のある取組を進めます。
- 若い世代に対する啓発を図ります。

企業等

- 企業等を取り巻く様々な人権課題の把握に努め、企業等において、自主的かつ時宜を得た職場内研修の取組が促進されるよう、情報提供、指導助言、講師派遣等を実施します。
- 松江公共職業安定所等の関係機関と連携して、公正な採用選考の徹底及び職場内研修の促進を図ります。
- 非正規雇用労働者等に対しても、職場内研修が行われるよう企業等に働きかけます。
- えせ同和行為の情報連絡を積極的にを行い、根絶を図ります。
- 松江市企業等人権問題研修推進連絡協議会の自主的な活動を支援し、企業等の人権研修活動の活性化を図ります。
- ハラスメントのない職場づくりの推進を働きかけます。
- CSRへの関心を高める機運の醸成を図ります。

市職員及び教職員等(特定職業従事者)

- 各職種の特性を踏まえ、差別の現実から学ぶことを基本に研修内容と方法の改善・充実を図ります。
- 市職員について、年次的・段階的な人権研修の実施等、計画的に職員研修を進めます。また、基本的な人権研修に加え、各職場の業務の特性等に応じて関連する人権問題について重点的な研修を行います。
- 教職員について、各学校・園・所及び「松江市人権教育研究会」との連携・協力のもと、教職員一人一人の人権意識と差別に対する科学的認識を深める研修を計画的に実施します。

各人権課題への対応

人権問題は、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題などの様々な人権問題に加え、社会経済情勢等の変化に伴う新たな人権問題も生じており、一層多様化・複雑化の傾向にあります。

本市においても、主要な人権課題については、それぞれの分野ごとの計画等を策定し施策を推進しています。各人権問題固有の歴史・特性を踏まえた取組はもちろんのことですが、人権課題相互の連携も一層重要性を増しています。本基本方針や個別計画等を踏まえ、積極的かつ効果的な施策の推進を図ります。各課題への取組の一部を以下に掲載します。

女性(ジェンダー平等)

現状

誰もが自らの意思によって個人の能力を発揮して社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現は、日本全体の重要課題であると同時に、本市としてもまちづくりを進めるうえで重要な課題です。

取組

「松江市男女共同参画推進条例」、「第3次松江市男女共同参画計画」に基づき男女共同参画の一層の推進を図り、性別にかかわらず個人の尊厳が尊重され、能力が発揮できるようにします。

高齢者

現状

日本では高齢化が極めて急速に進展する中、高齢者に対する虐待や介護放棄、悪徳商法や振り込め詐欺など、高齢者の人権が侵されるような事例が多く発生し、社会問題となっています。

取組

高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるように、地区社会福祉協議会等関係機関と連携して、地域の見守りネットワークを構築するなど、地域とともに支えあうまちづくりを推進します。

同和問題

現状

現在もなお部落差別は存在しています。一例では、身元調査を目的とした戸籍謄抄本等の不正取得が問題となっています。また、インターネット上での部落差別の増加・悪質化などの問題が全国で起きています。

取組

「部落差別解消推進法」の施行を受け、法律の内容等の周知を図るとともに、同和問題を人権教育・啓発活動の重要な柱と位置付け、学校、地域、企業等あらゆる場における教育・啓発を推進します。事前登録型本人通知制度の運用により、身元調査を目的とした戸籍謄抄本等の不正取得の抑制を図るほか、インターネットにおける差別的な書き込み等に対しては、インターネットモニタリングを定期的実施します。問題のある事象が発生した場合には法務局や島根県など関係機関と連携しながら速やかに対応を進めます。

子ども

現状

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、厳しい経済環境、共働き家庭の増加、非正規雇用の増加など、子育て家庭を取り巻く環境は変化してきており、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。保健・医療、福祉、教育、労働、まちづくりなど様々な分野との連携を密にし、複雑化する課題に対して、組織横断的に施策を進める必要があります。

取組

サポート会議等を通じて、庁内及び関係機関との連携を強化します。児童虐待やヤングケアラーの対応については、児童相談所と連携を密にして、在宅支援を中心に子どもや保護者を継続的に支援します。また、子ども家庭センターによる子育て世帯への相談支援の充実等を図るとともに、子ども自身からの相談ができるような環境づくりに向けても取り組みます。

障がいのある人

現状

障がいのある人には、社会生活の中で不自由・不利益を被ったり、自立と社会参加が阻まれている状況が依然として存在しています。

取組

「松江市障がい者基本計画・松江市障がい福祉計画・松江市障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある人の自立と社会参加を支援し、相談体制の充実、就労支援、療育や保育等の障がい児支援の充実、相談体制の強化、地域住民の意識啓発など地域が一体となった取組を推進します。

外国人

現状

本市の外国人住民は約2千人であり、増加傾向にあります。在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題や、外国人に対する就労差別、入居・入店拒否など様々な人権問題があります。

取組

国際交流員などの活動を通じ、他の国・地域の人々と交流し、歴史や文化の理解を深める機会を設けるなど、国際交流事業を推進します。外国人住民が安全・安心に暮らせるよう、医療・福祉・防災情報などの生活情報の提供、相談体制や日本語教育の充実、外国語表示の推進、やさしい日本語の普及啓発を進めます。

患者及び感染者等

現状

『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画(H9)』には、HIV感染者、ハンセン病に対する偏見や差別が人権に関する重要課題の一つとして取り上げられています。また、新型コロナウイルス感染症に関連して、新しい感染症への不安や正しい知識の不足などの理由から、感染者及びその家族、医療・福祉従事者及びその家族への偏見・差別などの人権問題が発生する恐れが、今も懸念されます。

取組

「松江市感染症予防計画」に基づき、各種感染症や様々な疾患に対する正しい知識の普及に努め、偏見や差別意識の解消を図ります。

インターネットにおける人権侵害

現状

インターネットの特性として、不特定多数に対し簡単に情報が発信できることや発信者の匿名性が高いこと、短時間で情報が拡散し、その回収が困難であることなどがあります。その結果、個人情報的大量流出によるプライバシーの侵害、電子掲示板への誹謗中傷・差別的書き込み、将来にわたって深刻な人権侵害に発展する可能性があることなどの人権問題が生じています。

取組

インターネットの利用に当たっては、利便性を享受するだけでなく、他者の人権への配慮に心がけるとともに自分の人権を守ること、適切な情報セキュリティ対策をとること、ルールやマナーを守ること等について啓発していきます。

災害に伴う人権課題

現状

災害は多くの人々の命を危険にさらし、苦しみを強いるものであり、その被害を最小限に抑える減災という考えが重要となります。また、過去の災害では、避難所における様々な人権問題が発生しています。そのため、一人一人の特性に配慮した避難所運営に努める必要があります。

取組

各地域で結成されている様々な団体・組織が連携し、高齢者や障がいのある人なども災害から守ることができるよう推進します。避難所運営マニュアルを随時見直し、住民と行政が連携する研修・訓練の実施を通して、人権の観点での避難所運営について啓発・普及を図ります。また、自主防災組織役員への女性の参画を促し、男女双方の視点に配慮した物資の備蓄を行うなど、環境の整備に努めます。



犯罪被害者やその家族

現状

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症といった直接的被害だけでなく、興味本位のうわさや心ない中傷によって名誉が傷つけられたり、被害を受けて苦しんでいることについて職場や学校など身近な人から理解が得られなかったり、時にはマスメディアの行き過ぎた取材や報道をされるといった二次被害を受けるなど、被害後も長期にわたって私生活の平穏が脅かされる問題が指摘されています。

取組

犯罪被害者やその家族がおかれている状況や直面している問題を理解し、社会全体で支援の取組が進むよう、教育・啓発に取り組みます。また、島根県や島根県警察をはじめとする関係機関・団体等との連携を図り、適切な相談対応に努めます。

性の多様性に関する人権問題

現状

LGBT等(性的マイノリティ)の人々は、周囲の人から偏見の目で見られたり、就職や病院での診察、病院等での同性パートナーの面会の際などに差別を受けたりすることなど、不当な扱いや差別的な言動を受け、社会生活を営む上で困難を生ずることがあります。

取組

性の多様性についての理解が増進されるよう市民啓発に努めます。性的マイノリティの人々が安心して学校生活や仕事ができるよう、学校や企業等に対し、正しい知識の普及や理解増進のための教育や啓発、情報提供を行います。また、パートナーシップ宣誓制度について県内自治体と連携しながら、本市が提供するサービスについて引き続き検討を進めるなど、当事者の日常の困難を軽減し、偏見や差別のない中で自分らしい生活を営むことができるよう環境の整備に努めます。

様々な人権課題

現状

上記のほかにも、様々な人権課題が存在します。

- 北朝鮮当局による拉致問題
- アイヌの人々
- プライバシーの保護
- 刑を終えて出所した人等
- 生活困窮者等
- 自死した人の遺族
- 迷信や風習
- など

取組

あらゆる機会を通して、人権意識の高揚を図り、偏見や差別をなくしていくための教育・啓発に努めます。



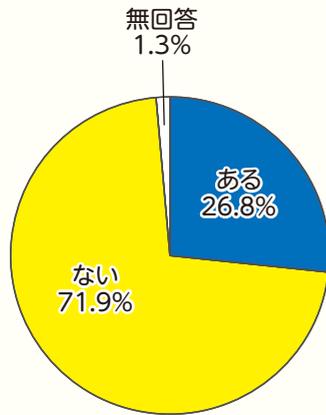
「人権に関する市民意識調査(令和5年度調査)」から

松江市では、人権施策や教育・啓発に活用するため、「人権に関する市民意識調査」を概ね5年程度の間隔で実施しています。令和5年度の調査結果から、松江市民の人権意識について考えてみましょう。

(調査期間:令和5年9月～10月 調査方法:住民基本台帳からの無作為抽出 回答総数:896人)

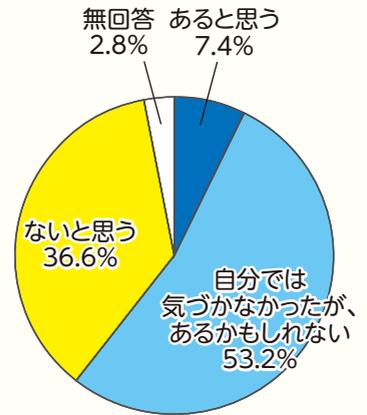
日常生活の中で、あなた自身が差別や人権侵害を受けたと感じたことがありますか。(選択は1つ)

4人に1人の人が差別や人権侵害を受けた経験があると感じています。



あなたは、今までに他人の人権を侵害したことがありますか。(選択は1つ)

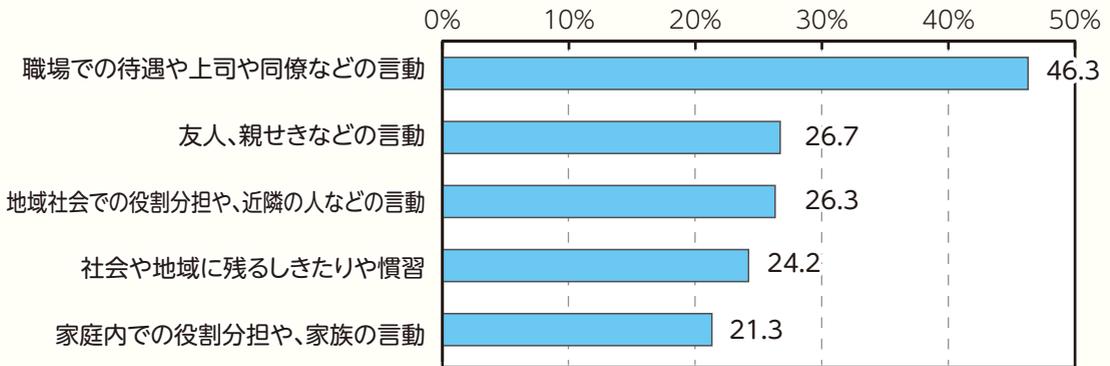
6割を超える人が「あると思う」、「自分では気づかなかったが、あるかもしれない」と回答しています。



差別や人権侵害を受けたと感じたことはどのようなことですか。(選択はいくつでも)

※上のグラフで「ある」と回答した人に質問

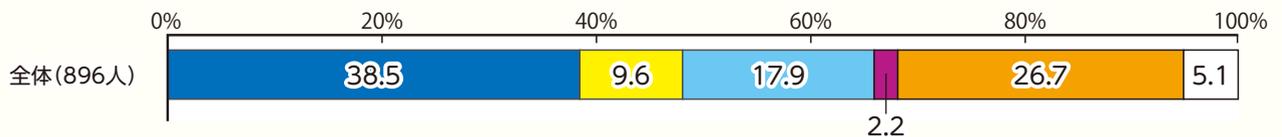
「職場での待遇や上司や同僚などの言動」が最も高くなっています。



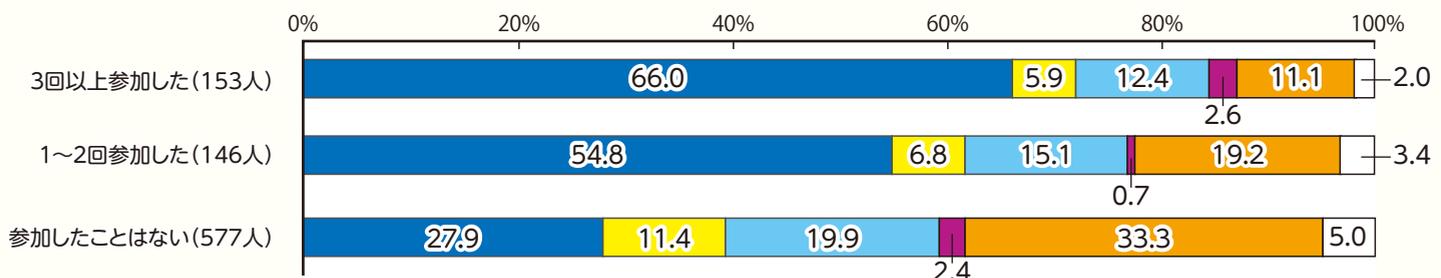
(上位5項目を掲載/総数240人)

同和問題の解決と自分自身とのかかわりについて、どのようにお考えですか。(選択は1つ)

- 基本的人権にかかわる問題だから、自分も市民の一人としてこの問題の解決に努力すべきだと思う
- 自分ではどうしようもない問題だから、しかるべき人たちが解決してくれると思う
- 自分ではどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせるよりしかたがないと思う
- 同和地区の人の問題だから、自分とは直接関係ない問題だと思う
- よく考えていない
- 無回答



【研修会等への参加経験との比較集計】(未回答者除く)

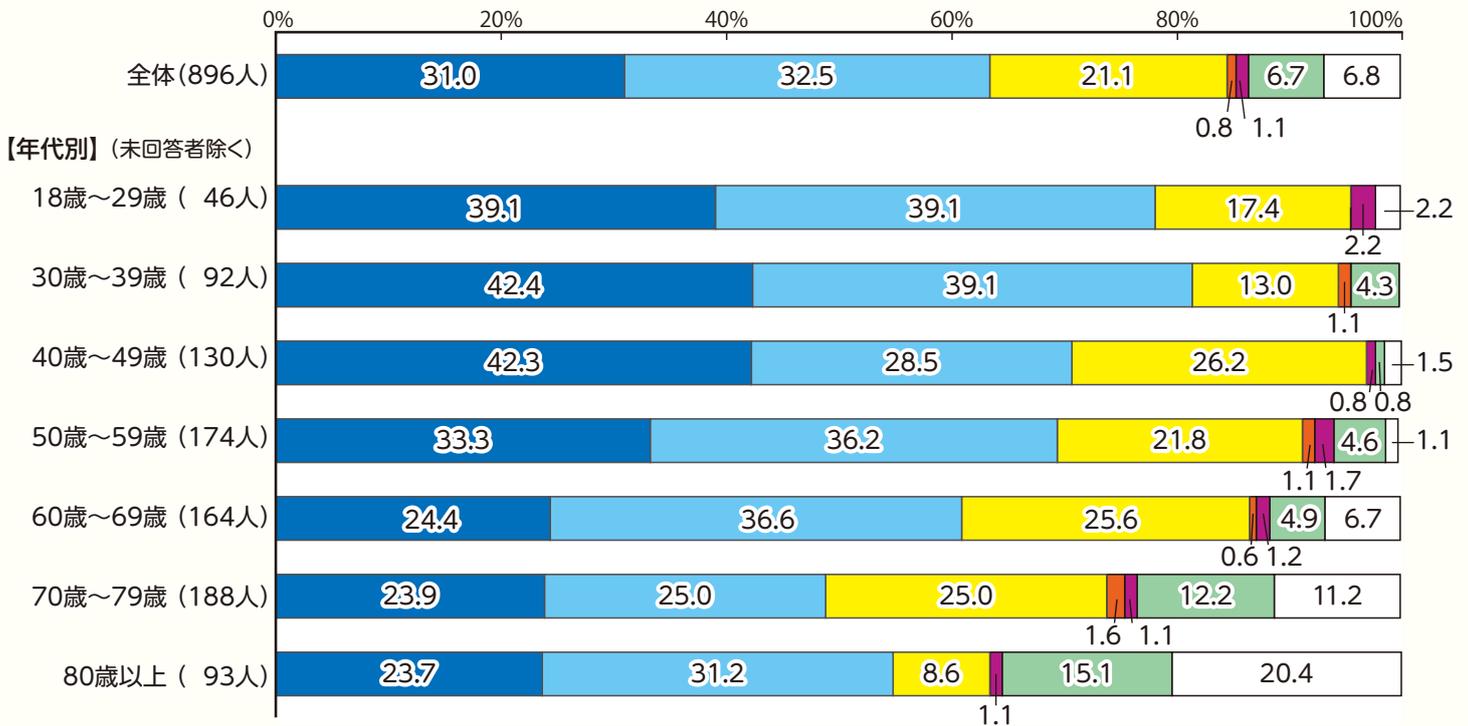


同和問題解決に積極的な方向の回答が、38.5%となっています。

研修会等への参加経験をたずねる質問と比較集計したところ、研修会等への参加経験が多い人ほど、同和問題解決に積極的な回答が高くなる傾向にあります。

身近な人からLGBT等(同性愛やトランスジェンダーなど)であると打ち明けられたらどうしますか。(選択は1つ)

- 今までと同じように接し、自分にできる範囲で支援・協力する
- 今までと同じように接する
- 今までと同じように接するが、なんとなく意識する
- 距離をおくようにする
- かかわりを避ける
- よく考えていない
- 無回答



今までと同じように接する方向の回答が合計で63.5%となっています。年代別にみると、40歳代以下では、今までと同じように接する方向の回答が7割以上あります。また、約4割は「自分にできる範囲で支援・協力する」と回答しています。

それって マイクロアグレッション ではないの？

マイクロアグレッションとは、日常の暮らしの中にあるちょっとした言動で、自分と異なる特定の人や集団に属する人(人種、性別、障がいのある人、性的マイノリティの人など)に対して軽視するような表現のことをいいます。これはあからさまな差別表現と違って悪気のないものとして発せられ、簡単に片付けられてしまう場面も多いです。しかしながら、受け手は精神的に活力を失うなど、ダメージは大きいものになります。



左の会話の考察

会話を聞いた人はどのように思うでしょうか。

(ア)(イ)

外国にルーツをもつ人への認識不足です。生まれた時から日本に住んでおられるかもしれせん。

(ウ)

性的マイノリティの人への理解不足です。性的指向・性自認は自分でコントロールできるものではありません。

(エ)(オ)

誤ったジェンダー観から発した言葉です。女性も男性も平等・対等です。

松江市人権啓発広報紙「Only One No.21」より

「松江市人権施策推進基本方針(第三次改定)」、「人権に関する市民意識調査」は、松江市ホームページに掲載しています